

# 油症問題の同時代史的考察 (3)

## 予防原則と系譜描写の前景

戸倉恒信

### 四、「予防」という語の掩蔽

E. H. カーは社会学の陥り易い問題に言及して、「計算や分析という、謂ゆる『技術的』な問題に仕事を限って、一般化や解積を避けようという試みは、静的な社会の無意識的擁護者になるほかない」と述べている。この指摘は、「一般化を否認して、歴史は特殊なものだけを取扱う、と主張する人たちが、何かを歴史から学ぶことができるというのを否認する人たちであるのは全く筋の通った話である」という、「教訓」の語義を論じるための伏線であったのだが（清水幾太郎訳『歴史とは何か』岩波新書・1962）、油症問題を捉えてゆく上でも、

わたしたちはこうした静的な社会の無意識的擁護者との間に精神的な距離を保っておかなくてはならないのである。詮ずるところ、「同じ過ちを繰り返さないために」というセンチメンスは、来世に希望の根拠を定めた「祈り」であったが故に、現世に追随する者は、そのことばの「含意」を理解し得なかったのである。否、厳密に言えば、語り手は人々のそうした祈りを「標語」として利用したのである。だから、識者が予防原則という訳語を使用する「為に」カネミ油症事件を俎上に載せるという行為は、却って教訓は歴史から学ばないという命題を喚起せしめたのだ。では、識者が以下の

定義を受容した歴史からわたしたちは何を学べばよいだろうか。

予防原則 Precautionary Principle とは、人の生命・健康や自然環境に対して大きな悪影響を及ぼす可能性が懸念される物質や活動について、たとえ科学的な因果関係の説明が不十分であっても、防護対策を講ずるべきだとする思想を指す。事前警戒原則と訳せば、その指し示す内容がより分かりやすいだろう。その起源は19世紀に遡ることができ、1960年代後半から70年代初頭にかけて思想的原型が確立し、80年代後半

から国際政治や国際法の世界で市民権を獲得したものである。1992年の地球サミットの合意文書である「アジェンダ21」にも、それは盛り込まれている。

それはもちろん公共政策決定の際に考慮すべき原則であって、科学研究の原則ではない。そして公共政策決定の原則は、市民社会の構成員によつて民主的な手続きによつて定められるべきであり、科学者に特別の発言権はない。にもかかわらず、「わからないけれども、用心すべきだ」という思想は、民主政治の世界における予防原則の思想と、きわめて親和性が高いといえる。そうした親和性の背景には現代技術のもたらす生命・健康・環境上の脅威はきわめて重大となりうるという、共通の基本了解がある。（『環境ホルモン』藤原書店・2003）

これは、前節で引用した書の『巻頭言』に記された当該「用語の解説」である。ここで論者はまず、その起源が19世紀である

ことを認めながら、「1960年代後半から70年代初頭にかけて思想的原型が確立したのだと規定した上で、そこから更に「もちろん公共政策決定の際に考慮すべき原則」なのだ」と結論づけている。ここには戦後「から」始まる歴史は「民主的」なのだという思考法が露出しているが、「民主的」という概念に言及するのであれば、大正期の「デモクラティック」が昭和期のそれとどういふ関係を構成したのか、といった「手続き」を通過させるのが「思想」たる所以であろう。ある用語の「民主的」な定義とは、日本ではこのように「先に」戦後イメージを構成しておいて、それが如何に戦前、戦中との間に繋がりを「もたないか」を論じるデモクラシー主義によつて規定される。だから、例えば1925年に法制度化される普選の掩翳で、治安維持法が「公共政策決定の際に考慮すべき原則」と化した日本近代思想史に於ける重要問題に向き合う必要もないのである。戦前から連綿と続く日本の新聞メディアの一边倒を勘案すれば、現在の何を以つて“democratic”であるのかを解説するには、必然的な困

難を伴うはずである。無論、困難を避けて「市民権の獲得」などあるはずもない。「事前警戒原則」と訳せば、その指し示す内容がより分かりやすいだろう」などという暗示的な文言を用いて、それは「80年代後半から国際政治や国際法の世界で市民権を獲得した」のだということ述べる前に、日本の「民主的」なる実践が如何なる内容であるのかを検証しても損はないはずである。そこで本節では、ここに著された「物質や活動」が、人によつて認識されるモノと事であることを確認した上で、日本が「国際法」をどう受肉し、どういふ志向から“precaution”を公共政策の範疇としたのかを知ることから始めよう。識者が予防原則という「訳語」を使用する為にカネミ油症を俎上に載せたのは事実であるからだ。此処に生じているごく初歩的な問題は、では識者はなぜ「国際政治と国際法」をその内容に取り込んだとされる予防原則を考える「教訓」として、油症事件を再び「国内」問題化させたのかである。カーの論法に従つて、わたしたちは「予防原則史」という文脈に於いて、この歴史の「何」を一般化

し、それをどう解釈すべきなのかを考えてゆこう。

日清、日露の開戦に際して公示された『宣戦の詔勅』は、「凡そ國際条規の範圍に於いて一切の手段を尽」すという表現からも分かるように、日本が近代国家となる「基準」を國際法に求めた典型であった。しかし戦捷の直後に呼び出される概念が、いわゆる「公共」衛生というカテゴリーにいう「予防」であることについては、ハンセン病に関心を抱く者以外は殆ど意識していない。『癩預防ニ關スル件』が、近代国家を「國際法」から塑造してゆく作業と相俟って公布されるのは1907年、即ち今から一世紀以上前のことである。つまり「予防」という概念が社会的な「原則」として思想的原型を呈するのは「60年代後半」だ、というのは歪曲された事実なのである。ある「新語」を提出し、そこから予想された結果を実証するために証拠を提出する作業 (mentacity) には、往々にして「現況」を肯定的に認識する作業が伴われているのだ。

こうして「予防原則史」に於いてシンボ

ルの存在物となった「癩」は、それが故に実態と抱かれるイメージとの間に鉄状差を創り出すことになる。『わからないけれども、用心すべきだ』という思想は、民主政治の世界における予防原則の思想と、きわめて親和性が高い」のだから至極当然ではあるのだが、以来日本の社会は当該物質と向き合う機会自体を失わせながら、とにかくこの「人の生命・健康や自然環境に対して大きな悪影響を及ぼす可能性が懸念される」対象を探し出し、それを具有している「人」を認知する活動を推し進めていったのである。それにしても、予防原則が「國際政治や國際法の世界で市民権を獲得した」という語りが、1956年の『「國際」らい会議』で取り上げられた『ローマ宣言』の内容(即ち「他の特殊な法律を作ることなく、全ての差別待遇的な諸法律は撤廃すべきである」等)を素通りして、80年代後半になって「市民権を獲得」したと認識しているとは、なんとというアイロニーであろう。どうやら日本の識者の間では、「國際法」や「市民権」というコードは「思想」を語る上での方便であるらしい。

「予防原則史」の一側面は、「癩預防ニ關スル件」を嚆矢として、所謂「入所患者」に対して『懲戒檢束規定』(1931)という極めて特殊な法律を設けつつ、不斷に改訂を繰り返しながら『癩預防法』(同年)を創出していった。*“naught”* というコードが「公共政策」として「市民権を得る」こととは、即ちそれを煽動する有識者や運動家が、無条件に「全て」に答える能力を有していることを意味する。その結果、此処には奇妙な現象が生じることになる。即ち、「無」を求めるが故に規定条項は益々煩雑となり、その実践には制限なき旗印が要求される。「無癩県」ということばが生まれた所以である。そうした戦前の「公共政策」は、戦後に於いても「理論と実践」を維持したまま、「民主的な手続きによって」指し示す内容がよりわかりやすい『らい予防法』(1953)へと改訂されていた。しかしある人はこう述べるかもしれない、1996年に該法は廃止され、名称も「ハンセン病」へと変わり、問題はこれで終わったのではないかと。だとすれば「予防原則史」の一側面は、21世紀の手前で終焉

したことを意味するはずであって、では何故21世紀に至っても識者は現況を批判せず「予防原則」を再構築しているのか、という疑問が起きる。ことばの出没やその定義に囚われる実証主義者は、「特定」の語義を意図的に回避することで歴史を終わらせているのかも知れない。しかしその当否は、「歴史」が終焉した後の時間は「歴史」が生じる前の時間が歴史とは無関係である、という仮設命題を以って検証される運命にあるのだ。そこで、全国ハンセン病療養所入所者協議会が編纂した『復権への日月』（2001）で提起された、「根本的なところで解決の求められている問題」を見ておくことにしよう。

……問題はこれで片付くはずであったが、ハンセン病が社会の病んでいく病気の所以がここにあった。即ち、「一方で患者と同居する家族や親族からは、ハンセン病に関する問い合わせが相次ぎ、（例えば、小児が近寄ってもよいのかなど）そのたびに十分な説明をし、対処したが、患者は自殺（縊死）した。遺書はなく、はっ

きりとその原因を断定することはできないが、家族の過剰なハンセン病に対する反応を考慮すると、その結果にハンセン病に対する誤解が深く関わっていたと考えられる」と。もう「らい予防法」は廃止されたのであり、ハンセン病も一般の病気と同列に扱っていいのだ、と考えたとしたら、余りに短絡的というしかない。

「報告」はこういつている。「もしかすると家族に対し診断名をふせるなどの配慮が必要だったのかもしれない。このことは我々の思っている以上にハンセン病に対する偏見、誤解が根強いことを痛感させられる。この誤解を解いていくことが、我々医療従事者の義務であり、正しい知識を身につけるとともに国民にためまない啓発をしていかなければならぬ」と考えた。」

これは、2000年の『日本ハンセン病学会雑誌』に載せられた『ある悲しい報告』に、『復権への日月』の編者がコメントを付している箇所である。しかし、なぜ編者

はここで法律が廃止されてハンセン病が「一般の病気と同列に扱」われると判断すること自体が「余りに短絡的」だというのだろうか。その問いの答えは「ハンセン病」に向き合ってきた医療従事者は、なぜ現実が「我々の思っている以上」であることを、患者が自殺した事実を通じて「初めて」認識したのか、と問えば炙り出されるはずである。ここにある「我々」とは、そして医者たちが語った「家族」とは、どのような役割を担う概念なのだろう。医療技術者は、己の「職責」に照らして『らい予防法』が廃案となった今に於いて「家族に対し診断名をふせる」ことは必要だと再認識している。つまり、ここに記された「患者と同居する家族や親族」は、疾病を否定的に媒介させて患者「と」同居する家族や親族という関係に構成しなおされている。ハンセン病の患者は、「ハンセン病」に向き合う医者にとって、予め「同居する家族」から引き離された対象であり続けるのだ。だから、人を自殺に追い込む社会的因子を考えをめぐらそうとも、その方策が『「家族」に対し診断名をふせる」ことである限り、それ

は患者にとって「ある悲しい報告」に変わりはないのである。モノと事柄を捉える認識法を転換させようという主体性が認められない所以だ。それにしても医者「職責」が、患者である所以を家族に「ふせる」行為であるとは、一体どういう意味を指し示すのだろうか。此処には既に他の病いに於ける「告知」との間に、対照的な関係が生じていることを、見逃してはならない。

## 五、「家族」という視点

ポストらい予防法へのアプローチが特殊な難しさをもつ理由は、病いの存在がこれまでのように実定法を告発するメタファーとして活用できなくなったからだと言える。つまり、悪法は無法に勝るといふ俗語の当否は、個人が如何に問題と係わりあうかによって決まる外ないのである。例えば北條民雄の『癩家族』は、母親と次男を残し、父親とそして長女、長男の三人が療養所に「入所」している前景から、次男も間もなくこちらへ来る、という手紙の内容を長男に「ふせる」行為に因って描かれていたが（『文藝春秋』所収・1936）、ここでの

家族像は『癩預防法』を背景としていて、時代の読み手もそうした意味を「特定」するため、「癩文學」というカテゴリーを創造したのである（これについては川端康成著『北條民雄と癩文學』を参照）。スーザン・ソントグは、こうした「病い」の伝統的活用方法を次のように述べている。

シェイクスピアは「国家体 body politic」のかかる伝染病という基本的隠喩をさまざまに変奏してみせるが、接触感染と伝染、爛れと膿瘍と潰瘍といわゆる腫瘍との間に区別をたててはいない。批判のために使う病気には、苦しいけれども治る病気と致命的な病気と、この二つの区別があれば十分だったのだ。個々の病気は病気一般の例となるにとどまり、それ自体の論理をもつことはなかった。健康の何たるかは誰もが心得ているとの想定のもとに、病気のイメージは社会秩序への関心を表現するのに使われたのである。（富山太佳夫訳『隠喩としての病い』みすず書房・1982）

だとすれば、二つの油症が一般の病気と同列に扱われない理由を「知り」ながら、実定法構築の手段として、「病い」を活用可能だと考える「思想」の問題を炙り出す必要も生じるはずである。油症に於いては、日本か台湾かを問わず、所謂「認定基準」の外に患者を画定する公共政策はなく、認定の意味は明日になって「事件」が生じてから可否が判断されている。国家が定める「認定基準」には、既に明日の安全が、事前告知されていると認識されるにも係わらずにある。ハンセン病に於いては『らい予防法』という法的な規格性が消失した時点で、隠喩の現場は「家族」というステージへと移行していたが、二つの油症問題では単に被害者の「救済法」がない、ということが社会的関心を示す理由にされている。問題は、実定法上の認定／未認定ではなくして、社会的な「認知／未認知」というカテゴリーが被害者「家族」を実体化し続けるという構造に生じているのだ。

2011年1月、被害者訪問記…『被遺忘的1979』の著者・陳昭如は自発的に、YSC（カネミ油症サポートセンター）の

幹部・藤原寿和と私に、油症「認定」被害者の両親をもつある長女のことを語っている。いわく、その長女は既に結婚して男子を授かっていたが、彼女の妹が被害者として「認定」されながら、自身がそうでないことを何等不思議に思っていなかったのだと。陳にとつて、それが「事件」であったのは、特殊な広がりを持つ「次世代への影響」という隠喩を、長女は「知らなかった」からである。つまり、長女は「認定被害者」として陳の前に現れるべき存在だったのである。そして訪問者は、彼女にそういう情報を伝達した。長女に手渡されたこの「知識」は、その家族に共有され、姻戚者の意見等によつて長女夫婦は離婚したのだという。ちなみに陳は、この長女の事情を『被遺忘的1979』には記さなかったと述べている。さて、ここに生じている根本的な問題は、自らで「事件史年表」を創り、台湾油症の被害者「訪問」記を著したとするテキストが、わたしたちに語ったオーラルヒストリーを「著さない」ことで何を「伝えている」のかである。そもそも被訪問者は、なぜ「匿名」であつてもテキストから

篩い落とされるのだろう。ここには一体、どういふモチベーションが存在しているのだろうか。

2010年に長崎県五島市が出版した『回復への祈り』は、カネミ油症「問題の現在」を記録した史料である。今ここで書評をするつもりなどないが、便宜上その編集法に言及すると、第一章に事件史、第二章に被害者のことば、そして第三章に事件に関わった人々の「思い」が綴られていて、前後の章には「匿名」の書き手はおらず、それに挟まれた第二章には五名の実名を「ふせた」論稿が配置されている。これらの匿名論稿中、字数が最も少ない『消えない不安』は、「油症問題」を簡潔なことばで衝いたアフオリズム的作品であつた。

自分の体調が悪くなるにつけ、我が身よりも子供の将来に不安を覚え、親としての大きな禍根を残す結果となりました。成長とともに、親の無知を恨んでいるだろうと悔やまれてなりません。

(中略)

世間の目は異様なものを見るように

冷たく、厭味や陰口を囁かれるやら、幼い子供や年頃の子供にとつては、一層辛かつただろうと申し訳ない気持ちです。関係ない人に愚痴や泣き言も言えず、患者同士のひそひそ話で情報を得るばかり。耐える日の苦しみは、一生忘れられないでしょう。

(中略)

油症患者というレッテルを貼られたまま終わるのではないかと思うとたまりません。未認定被害者の掘り起こしにしても、匿名を余儀なくせばならぬ弱い立場の患者を救つてくださる神様がいてくださるでしょうか。

この文章が輝いて見える所以は、私小説的作文が配列する中であつて、如何なる現世的運動への献身よりも重い箴言が、来世の希望によつて静かに語られているからである。「子供の将来」に対する不安によつて凌駕される、自身に振りがれている冷酷な眼差しは、辛うじて繋ぎとめられている今の生活の継続性との対比によつて再構成され、わが子へ注ぐ愛情の念という不可

侵な先天的情感を媒介して、社会「と」接触する現況を照らし続けている。作者にとつての記憶とは、時系列的な過去を意味する「歴史」としてではなく、次の瞬間に現れる「子供の将来」に同様の苦痛を与える可能性を、「関係のない人」から画定する「消えない不安」に由来するのである。だから、ここには「私小説」的訴えはない。そして、何よりも「未認定被害者の掘り起こし」が空恐ろしいのは、現世の規則を以って「人の生命・健康や自然環境に対して大きな悪影響を及ぼす可能性が懸念される」存在物を、とにかく探し出す、あの20世紀の「無」を求める運動とシノニムであるからだ。そうした活動は、「善意」を装ってわが子のすぐ手前にまで迫っている。「匿名を余儀なくせねばならぬ弱い立場の患者」にとつて、わが子を、そして家族をこの致命的な騷擾から防ぎ得る存在者は、最早そういう事態を「救ってくださる神様」以外にはない、というのである。内村鑑三は嘗て「この世に仁道を布き、この世に正義を行うのが東洋の英雄なるものの唯一の志望でありまして、まず来世に希望の根拠を定め、そ

の余力をもつて現世の救済に従事せんとするが如きは、到底東洋人の心をもつてしては解し得ない」と言ったことがあるが（『宗教と現世』新教出版・1980）、この『回復への祈り』に於いて「実名」を記し、只管現世的救済に従事せんとする諸氏は、『消えない不安』に著された神様への「祈り」をどう解したのでらう。バイラインなき静かな語りど、この本の第三章に於ける「内容的匿名」作品との間には、対照的なコントラストが認められる。もしかすると後者は、読み手の感覚器官を襲う表現を好む、日本のジャーナリストが陥り易い「ウェーバーの法則」（同じ種類の二つの刺激を區別し得る最小差異は、刺激の強さに比例する法則）を只今実践中なのかもしれない。そこで本節の最後に、もう一度「次世代への影響」という情報の「意味」を知らなかった、あの長女と家族の「知」の受容を振り返ろうではないか。社会運動が作り出す信念のパラドックスに於いて、家族の恒常性は「知」の伝達が為されるその前夜まで「無知」によつて存続していた。このことは、相対的に「消えない不安」が明日に

現れる冷酷によつて、いとも簡単に現実となることを意味している。ただ、たとえ長女が「無知」であつたにせよ、あの「知識」を家族で共有する前夜までは、世代間の関係を維持できるだけの、何がしかの知が活用されていたはずなのである。だとすれば、一方で長女の「ある悲しい報告」を著さず、それ以外の「知」を広く知らしめることを優先する活動こそ、来世に禍根を残す無知ではないのか。だとすれば、子が恨むのは「親の無知」であろうはずはない。「家族」という語が、何を共示するのかを勘案する余裕すらないのが「被害者支持」の実際だとすれば、内村の「その余力をもつて」ということばは、家族を描写して止まない系譜が、生物学的な意味しか持たされない運動の今を照らすことにもなる。

つづく  
（とくちら つねのぶ）

連絡先：douis@ms53.hinet.net